

大学入学者選抜に押し寄せる変化の大波  
—高校の変容と大学の解体—

磯田文雄（花園大学）

## 1. 人類の歴史の大波

今、我々は、人類の歴史の大波にのみ込まれている。

### （1）コロナウイルスとウクライナ戦争

まず、2020年初頭にコロナウイルス感染症が広がり、それがまん延する中で人々の生活が大きく変容した。大学のキャンパスには学生の姿が消えた。学生のバイトもなくなり、生計を維持できない学生が続出した。2023年3月に卒業した学生は、大学生活の大半をコロナ禍で過ごした。ようやく同年5月8日にはコロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行する。

次に、2022年2月に起こったロシアのウクライナ侵攻は3年経った今も続いている。ドイツ思想家ベンヤミンの「経験と貧困」という1933年に書かれたエッセイを教育哲学者今井康雄<sup>1</sup>が次のように紹介している。第一次世界大戦についてである。

「「経験の相場はすっかり下落してしまった。しかもそれは、1914年から18年にかけて、世界の歴史のなかでも最も凄まじい経験のひとつをした世代において生じていた」（『ベンヤミン・コレクション(2)』ちくま学芸文庫、1996年、373頁）。日本人から見ると、第一次大戦って第二次大戦と比べてそれほど大きな出来事という印象はないんですけども、ヨーロッパの人たちにとっては、まさに時代の節目、古き良き時代が終わって殺伐とした20世紀が始まったという、時代の節目となった大事件なんです。兵隊だけが代表選手のように戦場に出て行って戦うといった従来型の戦争ではなくて、国民全体が否応なく戦争に巻き込まれる、そういう総力戦の時代に突入したことを如実に示した、現代につながる時代のはじまりを画した大事件なんです。今から考えると想像しにくいのですが、開戦当初、ドイツでもフランスでも若者たちは熱狂して兵隊に志願していったというんですね。彼らは、どちらが勝つにしても戦争は数週間か、せいぜい数ヶ月で終わると考えていて、ちょっとした冒険のような気分で戦場に出て行ったらいい。ところが戦線は膠着してしまい、結局4年間も戦争が続いた。華々しさとは無縁のみじめな塹壕戦になって、戦車や飛行機といった新しい武器が投入され、毒ガスさえ使われて、無数の若者が虫けらみたいに殺されていった。そういう凄まじい経験だったわけです。」（アンダーラインは筆者が記入）

ロシアのウクライナ侵攻も1年を超えて続くとは人々は思っていなかった。しかし今も戦争は続いている。毎日のように戦争の中で悲しむ人々の声が世界中に届けられている。

この戦争とコロナ禍により私たちの全く知らない新しい世界が眼前に聳え立っている。その新しい世界の出現に驚きと恐怖を感じざるを得ない。

政治学者の佐々木毅<sup>2</sup>が述べているとおり、「人間は自らの経験に暗黙に寄りかかりながら事態の変化に対応して生きているが、自らの経験が所詮は「自らの」経験に過ぎず、人類の歴史の経験の大きさに

比べていかに間尺の違うもの——「想定外のもの」——なのかを思い知るに至って、寄りかかれるものを失い、手の施しようがない姿で歴史の大波にのみ込まれてしまう」。

人類の歴史は人ひとりの経験をはるかに超えている。人類は何度もペストに襲われ、中世ヨーロッパでは人口の3割以上が死亡したとも言われている。アルベール・カミュが「ペスト」で描いた不条理の世界を、今、多くの人々が読んでいます。

日本政府は、2005（平成17）年度から感染症研究のための国際ネットワークの構築に取り組み、国内の大学（北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、長崎大学）や国立国際医療センター、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所の連携のもと、8カ国（タイ、ベトナム、中国、インドネシア、フィリピン、インド、ザンビア、ガーナ）に計12カ所の研究拠点を開設した。日本では感染症をコントロールしたと考えられていたが、今回、そのような想定は「現在の日本人」の経験に基づく想定に過ぎなかったことが明らかとなった。人類の歴史は何度も感染症の襲来を経験していたにもかかわらず。

次に、20世紀は戦争の世紀といわれた。第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争、多くの戦争が世界各地で勃発した。しかしながら、日本は、1945年以降戦争を一度も経験することなく約80年が過ぎようとしている。政治思想史の福田歓一が述べたとおり「ドイツとフランスとの何百年にわたる敵対関係がもう一度復活すると考えるものは誰もいない」<sup>3</sup>。戦争の世紀は終わったはずだった。

それにもかかわらず、昨年1年間で思い知らされたのは、21世紀にも戦争が身近な問題として続くということである。そして、その戦争が全人類の平和と安寧を脅かすということ。当事国だけでなく、ウクライナと関係を有するEU諸国はもちろんのこと、その他の資本主義国家も政治・経済の両面で対応に迫られている。アフリカやアジア各国までもが経済の混乱という大きな打撃を受けている。全て関係国でありこの戦争の下にある。遠いヨーロッパにおける戦争ではないのである。

## （2）グローバル経済の崩壊

コロナ禍で混乱していたグローバル経済は、ウクライナ戦争で壊滅的な打撃を受ける。ヒト、モノ、コトがグローバルに動いていたこれまでの経済・社会体制が機能しなくなる。二十一世紀の基本的な経済・社会体制が崩壊したのである。

佐々木毅<sup>4</sup>が述べるとおり、コロナにより「内外の供給網（サプライ・チェーン）は壊滅的な打撃を被った」。「グローバル経済では経済活動が主役であり、政治はその奉仕者の役割を務めていた」のが、「経済活動に対する政治の関与の度合いが強まる傾向にあ」り、「米国を再び偉大に」とか、「中華民族の偉大な復興」、「偉大なロシア」というように「偉大さ」という政治スローガンが登場している。政治主導の時代の到来である。

そもそも、コロナ禍及びウクライナ戦争の勃発以前からグローバリズムには大きな疑問が呈されていた。佐々木毅<sup>5</sup>が次のとおり論じている。

「グローバリズムは自由主義の旗印を掲げてきたが、その中から、国家主義的・権威主義的資本主義とでもいうべきものを副産物として生み出した。中国はその代表例である。これは民主化にも自由化にも親和性のない体制であり、中国の指導者が熱心に自由貿易を擁護しても、違和感はぬぐい切れない。しかもこうした体制が今や巨大な力を備えるに至り、グローバリズムのガバナンスにおけるかつての先

進国の影響力の交代・退場は否みがたい。」

### (3) グローバル経済に必要な資質能力キー・コンピテンシー

グローバル経済の崩壊は、私たちが学力の基本に位置づけているキー・コンピテンシーの見直しを求めることとなる。なぜなら、グローバル経済の下に必要な資質能力がキー・コンピテンシーであったからである<sup>6</sup>。

キー・コンピテンシー（主要能力）は、経済協力開発機構（OECD）が始めた「生徒の学習到達度調査（PISA）」の概念的な枠組みとして定義されたものである。金子元久<sup>7</sup>は、「ヨーロッパにおいても1990年代から若年失業が社会問題となり、OECDを中心として雇用に必要な資質を定義し、測定する方法についてのDeSoCo(Definition and Selection of Key Competencies)研究プロジェクトが行われ、それが中等教育における学力水準の国際比較としてPISAテストにつながった」と論じている。

キー・コンピテンシーの概念は各国に大きな影響を与えた。世界の教育改革の潮流であり、国際的な学力評価・ランキングの指標であり、現代の正統な教育の考え方であるとされた。

平成24(2012)年8月28日中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」は、キー・コンピテンシーを中核にすえた教育課程の編成に向けて次のように論じている。

「次代を担う若者にこのような能力を身に付けさせるためには、学校制度全体を、従来からの組織や形式の観点からではなく、プログラム中心・具体的な成果中心の観点から見直すことが必要である。・・・成熟社会において職業生活や社会的自立に必要な能力を見定め、その能力を育成する上で初等教育、中等教育、高等教育それぞれの発達段階や教育段階において有効な知的活動や体験活動は何かという発想に基づき、それぞれの学校段階のプログラムを構築するとともに、教育方法を質的に転換することが求められている。」

### (4) 新しい学力観の検討に向けて

グローバル経済の次に来る世界にふさわしい新しい学力観を構築するためには、キー・コンピテンシーに対する批判の視点から検討するのが適切である。

第一に、グローバル経済の次に来る新たな世界の教育を考えるべきである。キー・コンピテンシーは、グローバル経済体制の学力観であるが、資本主義、共産主義など多様な政治体制を許容しその下で機能する。しかしながら、目標となる世界、政治・社会体制は、その目標実現のために必要となる学力観を生み出すものである。民主主義と自由主義を基本として、それにふさわしい学力観を構築すべきである。どのような政治体制でも機能する学力観はもう捨てるべきである。

第二に、教育学者の安彦忠彦先生が強く批判しているとおおり、コンピテンシー中心主義は「人格」の形成こそが教育の全体目的であることを忘れている。「人格」の形成を教育の全体目的として位置づけた学力論を探究すべきである。

第三に、転移可能性を重視すべきである。コンピテンシーに基づく教育は、現在要求されているスキルを重視しており、予測しえない未来には対応できない。一方で、学問は、研究を通してそれまでの命題を批判的に検討し新しい枠組みを提供する普遍性有している。学問を重視すべきである。

## 2. 令和3年度研究開発学校研究課題の特異性

① 令和3年度の研究開発学校の研究課題は、令和2年10月29日、文部科学省のホームページにア

ップされた。研究開発学校への応募を準備していた学校は驚愕する。これまでの課題とかなり異なるものであったからである。かつ、締め切りが令和2年11月25日と1月もないのである。

特異な研究開発課題とは、4つの課題のうち「1. 主として特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導に関する研究開発」、「3. 主として不登校児童生徒の特性に応じた教育課程の在り方に関する研究開発」、「4. 主として特別支援教育の教育課程に関する研究開発」である。

これらの課題は、令和2年10月に公表された中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(中間まとめ)(以下「中間まとめ」)に沿った募集課題である。

② 研究開発の視点例として、まず第一に挙げられているのが、特異な才能と学習困難とを併せ持つ2E (Twice-Exceptional) の児童生徒に対する指導に関する研究開発である。中間まとめは、「知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施する必要がある。」と論じており、明らかに指導・支援の在り方に関する研究課題である。

③ 第二に、「個別最適な学び」が前面に出ている。文部科学省の資料では、「協働的な学びとの往還が示されているが、焦点が「個別最適な学び」にあるのは誰の目にも明らかである。「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の最終答申<sup>8</sup>は、「個別に最適な学びや支援(例えば、子供の学習状況に応じた教材等の提供により、知識・技能の習得等に効果的な学びを行うこと、子供の学習や生活、学校健康診断結果を含む心身の健康状況等に関する様々な情報を把握・分析し、抱える問題を早期発見・解決すること、障害のある子供たちにとっての情報保障やコミュニケーションツールとなること)」と論じており、学校教育における集団的な学びよりも、より一人ひとりに焦点を当てた教育を重視しようという姿勢を見て取ることができる。

既に、経済界や一部の省庁において、協働的な学びよりも個別最適な学びを重視すべきであるとの議論、現在のICTの発達を踏まえれば、学校教育を展開しなくても、子ども一人ひとりの教育は可能と考える議論など、学校教育を軽視する、あるいは学校教育を否定する議論は枚挙にいとまがない。「個別最適な学び」の延長線上に、学校教育を否定する主張が存在するとしたら、学校教育を肯定する教育課程行政関係者や教育課程研究者はどのように考えたらよいのだろうか。「個別最適な学び」の議論の中には、教育課程関係者がこれまで議論してきたような学校教育を前提にして児童生徒を一人ひとり大切にするという考えはなく、学校教育を非効率的な制度と考えているとしたら、「個別最適な学び」に関わる研究開発課題は、学校教育にとって破壊的な課題であると言える。

④ 次に、「不登校児童生徒の特性に応じた教育課程の在り方に関する研究開発」の視点の例は、「個々の不登校児童生徒の特性等に応じた教育課程等の研究」、「不登校児童生徒への同時双方向型授業配信を活用した指導方法等」、「不登校児童生徒の段階的な学校生活への適応の支援方法の研究」となっている。研究開発課題は「不登校児童生徒の特性に応じた教育課程の在り方に関する研究開発」とされているが、具体的な研究開発の視点の例は、教育課程研究というより、不登校児童生徒に係る教育方法及び学校生活への適応の支援方法の研究が中心であると言える。

⑤ 「主として特別支援教育の教育課程に関する研究開発」も「小・中・高等学校と特別支援学校との間の学びの連続性の確保」が研究開発の視点の例として示されているが、この課題も重要な課題ではあるが、教育課程の主要な研究課題と言えるのであろうか。

また、特別支援教育の目的は障害のある児童生徒の自立や社会的参加を支援することである。「知的障害者である児童生徒に対する小学校等における各教科等を基にした教育課程の編成、指導法及び学習評価の在り方についての研究」は、特別支援教育の教育課程の編成においてどのような位置を占めるのであろうか。特別支援教育の目的である児童生徒の自立を追究するものなのか、学力形成を求めるものであるのか、これまでとは違った編成原理を導入し、それによりどのような効果を期待しているのであろうか。本研究は、特別支援教育の基本的性格に関わるものであり、研究開発課題についてもっと突っ込んだ検討が必要である。

### 3. 地方自治の消滅と画一的、標準的行政

#### (1) 「地方消滅論」

##### ① 日本創成会議・人口減少問題検討分科会

日本創成会議・人口問題減少分科会は、2014年5月の発表で、若年女性が「2040年までに50%以上減少する市区町村は896（全体の49.8%）にのぼる。」「その内、総人口が1万人を下回る523市区町村（全体の29.1%）は消滅の可能性が高いと言わざるを得ない」とも論じている。

なお、[国立社会保障・人口問題研究所](#)の『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』では、地方からの人口流出は一定の収束があると想定しているが、日本創成会議は現在と同程度の人口流出が今後も続くという独自の仮定を基に推計を行っている。

##### ② 人口戦略会議

2024年4月の人口戦略会議の発表について、新聞報道<sup>9</sup>では「自治体4割「消滅可能性」、「人口減10年前の継承再び」、「自治体で若者奪い合い 効果薄い」という見出しが躍った。「恐怖を煽る「地方消滅論」」<sup>10</sup>という状況は変わっていない。

#### (2) 地方自治は redundant

総務省は、令和3（2021）年3月22日、「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会」第1回会合を開催、①「新型コロナウイルス感染症対策やデジタル法案立案などに際して、「地方自治」「地方分権」が施策の円滑・効果的な実施の支障となっているといった指摘が、国・地方の関係者のみならず、報道や学術研究においても見受けられたところ」、②「この機に、地方分権改革を通じた地方への権限移譲や地方の自主性・自律性拡大がもたらした成果と課題を整理し、デジタル時代に適した「地方自治」のあり方を検討したい」と開催理由を説明、戦後一貫して地方分権を主張してきた自治省並びにその後継の総務省が、初めて、コロナ対応及びデジタル化対応の必要性を理由に「分権型行政からトップダウンの集権型行政への転形を求める」議論を始めたのである。市橋克哉（『コロナ対応に見る法と民主主義』自治体研究社、2022年、146頁）は議論の内容を次のように紹介している。

「デジタルな世界でも、『バックアップ用の予備である地方自治』は大事だが、『バックアップ用の予備にすぎない地方自治』が『AI等による技術革新から取り残された古い制度』を温存することや、地方の住民による『馴染んだ行動パターンとはいえ、今では不合理な諸行動の型』を変えないことの正当化理由に使われてはいけない。」

本研究会は2022年に報告書を発表したのが、意見がまとまらず、解散した。

「デジタルな世界でも、『バックアップ用の予備である地方自治』は大事だが、『バックアップ用の予備にすぎない地方自治』が『AI等による技術革新から取り残された古い制度』を温存することや、地方の住民による『馴染んだ行動パターンとはいえ、今では不合理な諸行動の型』を変えないことの正当化理由に使われてはいけない」。

「四半世紀にわたって地方分権改革が語ってきた「国・地方関係は上下・主従の関係ではなく対等・協力の関係である」という地方自治の基本原則は、この思考では否定されています。デジタル化対応の必要は、改革のベクトルを180度転換させたのです。分権型行政は見直される。そして、デジタル時代にあっては、集権型行政への転形が求められています。」

市橋克哉「分権型行政から集権型行政への転形と法治主義および地方自治の危機—デジタル化対応から考える—」市橋克哉他『コロナ対応に見る法と民主主義』自治体研究社、2022年146-147頁

### (3) 地方自治法の改正

2024年6月19日、地方自治法の改正案が参議院本会議で与野党の賛成多数で可決・成立した。改正法には、感染症の大流行や大規模災害など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、個別の法律に規定がなくても国が自治体に必要な指示ができるとした特例が盛り込まれている。

2000年の地方分権一括法では、国と地方の関係を「対等」と位置づけた。地方自治法第245条の3（関与の基本原則）は、地方が担う自治事務についての国の関与は必要最小限度とし、「地方公共団体の自主性、自立性に配慮しなければならない」と規定している。

しかしながら、今回の地方自治法の改正により、自治事務に関する国の「指示権」が新設された。教育は地方の自治事務であるが、これに国の関与が容易に行われる可能性がありうるのである。

## 4. 18歳人口の減少と規制緩和・抑制方針の撤廃

### (1) 規制緩和・抑制方針の撤廃

#### ① 政府の見解

2002（平成14）年度から2004（16）年度に行われた規制緩和、抑制方針の撤廃について、2013（平成25）年当時、高等教育局長の職にあった板東久美子氏は、平成14年から平成23年の間に、大学・短期大学の学校数の合計が1227校から1167校へ、入学定員の合計が66.9万人から65.4万人にそれぞれ減少したことを示し、「大学・短大合わせた学校数・定員規模は減少している」<sup>11</sup>と論じている。2022（令和4）年2月16日の中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の資料も、「平成15年の大学設置認可の弾力化以降、大学・短期大学の数は減少」と分析している。18歳人口減少期の局面において規制緩和、市場原理を導入したことについては、大学・短期大学の数が減少しており問題はないとの評価をしているのである。

#### ② 「臨時定員」の恒常定員化

しかしながら、大学の規模の問題を第二次ベビーブームのピークから比較すると様相は異なる。特に、臨時定員増の恒常定員化の影響は無視できない。天野郁夫<sup>12</sup>氏が論じているとおり、市場原理は平成9年の大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について（答申）」1997（平成9）年1月29日、から復活しているのである。

「臨時定員」が恒常定員化されたことは、我が国の高等教育に大きな影響を与えることになる。その影響を天野郁夫<sup>13</sup>氏が次のとおり論じている。

「大量の臨時増を図ったのは、それまで厳しく新增設を禁じられてきた大都市部の私立大学であったから、この政策は、工場等制限法をタテに文部省がとってきた抑制政策の撤回を意味する。実際に、大多数の大学が臨時分の恒常定員化を進めた結果、入学定員は年々増加し、志願率が横ばいないし微増を続ける中で、進学率は年々上昇して95年に45%、2000年には49%に達した。

つまり、臨時分の恒常定員化を認めた・・・時点で、文部省の抑制策と、その象徴としての高等教育計画の時代にはピリオドが打たれ、入学定員の自由な増加の時代が始まったのである。しかも、抑制策

に助けられて上昇した専門学校への進学率は、その後も 20%を超える水準で推移し、志願者の大学・短大への移行は起こらなかった。」

天野氏が論ずる通り、近年の、大都市圏優位の高等教育政策はこの時確立したのである。昭和 50 年代の高等教育計画を始めこれまでの高等教育計画は、一貫して大都市における抑制と地方における高等教育の整備が基本であったが、18 歳人口の急減期においてこのように大都市圏の主要な大学が発展できる条件が整備されたのである。

もう一点重要な指摘は、専門学校への進学率が 20%を超える水準で推移していることである。志願者の大学・短大への移行は起こらなかった。それにもかかわらず、大学・短大の進学率は上昇を続けている。

### ③ 短大の大学への転換

2025（令和 7）年度学校基本調査の統計を加えて、第二次ベビーブームのピークの 1992（平成 4）年度と 2025（令和 7）年度までを比較すると、大学・短大の学校数の合計は、1992（平成 4）年度の 1,114 校から 2001（平成 13）年度の 1,228 校、2025（令和 7）年度の 1,104 校と推移している。学生数は 1992（平成 4）年度の 2,817,807 人から 1998（平成 10）年度のピークで 3,084,911 人、2005（平成 17）年度 3,084,406 人、2025（令和 7）年度の 3,043,762 人と推移している。すなわち、大学と短大の規模を入学定員で比較して同じだとしても、積分である学生数は短大の大学への転換で増加するのである。高等教育機関が担当しなければならない学生数は 1994（平成 6）年度に 3,002,443 人と 300 万人を突破し、その後、基本的には 300 万人台で推移している。短大の四年制大学への転換により、我が国の高等教育はその規模を維持し続けることができてきたのである。

### （2）我が国の私学経営の特質

我が国の私学経営の変化について、大崎仁氏<sup>14</sup>は次の通り述べている。

「私学の設置主体は、私立学校法の制定により、それまでの財団法人から学校法人へ移行したが、学校法人も制度的には財団的性格を引き継いでいた。私立学校法制定当時日本私学団体総連合会が編纂した『私立学校法解説』でも、「私学の財政、特にその施設は、篤志家の浄財に依存しなければならない。大体において、経常費は授業料収入によってこれをまかない、物的施設は寄付に依存するのが、私学経営の鉄則といっても大過ないであろう」と述べていた。

ところが、昭和 30 年代の後半ごろには、次のような状況が一般化していた。

「最近の私学経営の実情を見るに、経常経費はおろか、校地、校舎を建設、拡充する資本的経費も、その大部分を、学生・生徒とその父兄からの納付金でまかなっている。学校法人設立等の認可申請においても、設置しようとする大学等の建設費の大部分は、これを将来入学せしめる学生等およびその父兄からの納付金をもって充てようとしている（学債・借入金をもって充てているものも、その償還財源には結局学生等よりの納付金が充てられているのである。）<sup>15</sup>」

大崎<sup>16</sup>が論ずるように、「私学の経営は、篤志家の浄財を基本とする財団法人的なものから変質して、借入金により新規事業を起こし、それから得られる収益で借入金を返済するという事業的性格を色濃くしていった」のである。我が国の高等教育は私学に依存してその量的拡充を図ってきており、すでに私学は極めて市場原理に強い体質を長年の経験の積み重ねにより構築しているのである。もともと私学は市場原理を基本に発展してきたのであり、昭和 50 年代の高等教育計画の期間は、むしろ例外的な期間と考えた方がよいのかもしれない。

### （3）絶えざる大学・短大進学率の上昇

令和6年度学校基本調査によると、大学・短大進学率は全国平均で62.3%、都道府県別大学・短期大学等進学率（通信教育部を含む。）をみると、進学率の一位は東京都の74.2%、第二位は京都府の74.0%である。専修学校（専門課程）への進学率は全国平均で24.0%である。

東京都、京都府の高校生は、75%前後の高校生が大学・短期大学に学んでいるのである。近くに大学・短期大学があり、生活費がかさまない場合、進学率は70%近くまで上昇する可能性があると考えてもよいことになる。これに専門学校を加えると進学率は80%を超える。先に述べたように、専門学校進学者の大学・短大への移行は起こっていないのである。

昭和30年代後半、「15の春を泣かすな」の合言葉とともに高校全入運動が展開されたが、日本の進学に対する国民の文化を考えると、高等教育機関への進学についても、18の春を泣かすなという運動が展開されるのであろうか。政府の奨学金政策の拡充がその実現可能性を高める可能性がある。中央教育審議会等では大学・短大進学率が頭打ちになるとの想定で政策議論が進められているが、国民の高等教育にかかる民意は、我々の想像を超えているかもしれない。

#### （4）出生数の減少

##### ① 出生数70万人未満

厚生労働省の発表によると、2024（令和6）年の出生数は686,061人で、前年の727,288人より41,227人減少し、出生率（人口千対）は5.7で、前年の6.0より低下している。

これまで日本の大学・短期大学の学生数が300万人で推移してきたことを考えると、大学・短期大学進学率が100%であったとしても、供給過剰であることは明らかである。

政府が、大学の統廃合を進めようとする所以である。国立大学については、既にその統廃合の過程に入っている。私学については、地方大学から統廃合が進むこととなる。どのような過程をたどるのか？

##### ② 統廃合の過程

18歳人口の減少をそのまま受ければ、地方の大学、偏差値の低い大学、小規模大学が統廃合の過程に入ってくる。仏教系大学もその例外ではない。しかしながら、小規模大学の統廃合は、人口減少への対応としては不十分であり、大学・短期大学の規模が大きすぎることに変わりはない。

中規模、大規模の大学も、人口減のボリュームを考えると、現在の数は不要となる。そこでも、統廃合が進む。

立命館大学は、本年10月18日の学園創立125周年記念式典で、次世代研究大学を目指すことを表明している。早稲田大学は、創立150周年（2032年）へ向けたWaseda Vision150で「世界に信頼され常に改革の精神を持って進化し続ける大学」を目標にしている。中規模、大規模の大学が今後の発展を期するには、留学生、外国人研究者、国際的活動が必須である。

なお、本年秋、京都先端科学技術大学が300人を超える留学生を受け入れたと言われている。

#### （5）花園大学の取り組み

花園大学では、教員の質の充実を基本に据え、2021年度から、教員採用は、国際公募、男女共同参画の宣言、外部委員<sup>17</sup>を入れた公平な審査を行っている。非常勤講師も登用、継続のための教員審査を行っている。教員の評価は、給与にも反映させている。2022年度には退職手当の改革、2024年度には給与制度の抜本的改革を行った。教育課程については、学生の意見も反映しつつ、毎年、各学科、専攻科と2か月ほどかけて意見交換を行い、改善を重ねている。その結果として、学科の教育方針の変更、教員構成の見直しが行われている。特に、教育学部初等教育学科を新設することとして設置認可申請して



いる。研究については、科研費を基本として、それを支えるための学内研究費の配分を行っている。

地域連携については、佐々木毅<sup>18</sup>氏が論ずるように「政府（権力）と市場という二つの大概念との対比による社会という概念の復活・活性化に向けて穏やかに動いている。この三つの間の緊張感のある、刺激的な関係を形成することが人間の今後の生き方の基本である。政府も市場も社会を無視しては生きていけない。「二十一世紀がどのような三者のリバランスの類型を生み出すのか、それへの創造的な参画なしには・・・、未来は展望できない。」との基本的認識のもと、全学科で取り組むよう促している。

入学者選抜については、教育の機会均等に資することを基本とし、指定校との丁寧な意見交換による学校推薦制度の実施と一般入試の充実に力を入れている。仏教学科の女子枠もその一環として実施している。

## 5. 関ヶ原の戦い

令和8年度入学者選抜につきましては、令和7年6月3日に政府の新たな方針が示されました。その経緯及びその内容は次のとおりです。

2024年12月1日に東洋大学が、同年11月24日に大東文化大学が、個別学力検査の実施は2月1日以降という政府の方針に反し個別学力検査を実施したことが判明、政府は、2大学に対し国の基準を順守するよう指導しました。

しかしながら、年内に学力型の入試を行うことは関西圏では定着した制度であることから、大学団体の要望を踏まえて年内学力テストの実施も可となりました。

新たな方針では、入学者選抜の区分を①総合型選抜、②学校推薦型選抜、③一般選抜の三区分に整理すること、①総合型選抜、②学校推薦型選抜において、教科・科目に係る個別テストを2月1日よりも前に実施することが可能となったこと、そして、その場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」と必ず組み合わせさせて丁寧に評価することとされました。

合否判定結果公表の早期化については、神奈川大学が奨学金支給審査の名のもとに12月に学力試験入試を行っている、高大連携の名のもとに早期に内定を出しているなどの実態が明らかになってきております。

このように大学入学者選抜の早期化が進むことにより、高等学校における年間の教育活動や進路指導の計画に大きな支障をきたすなど様々な問題が生じて言います。たまりかねた高等学校は、令和7年4月25日に近畿高等学校進路指導連絡協議会名で各大学に対し、学校推薦型選抜願書受付開始期日11月1日以降という政府の方針を順守するよう要望書を送付しました。

慶長5年9月15日（1600年10月21日）、関ヶ原の戦いでは西軍が敗走しました。今年度の第二の関ヶ原の戦いでは、勝敗はいかに。

---

<sup>1</sup> <http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hbg/metadata/12146> 広島文化学園大学機関リポジトリ  
平成27年7月開催の第3回子ども学研究会における今井教授(日本女子大学)による特別講演を今井教授によって加筆され、精査された論稿である。但し、2021年2月5日には引用可能であったが、2023年7月1日現在では検索できない。

<sup>2</sup> 佐々木毅『変化の大波』IDE2023年1月号2頁

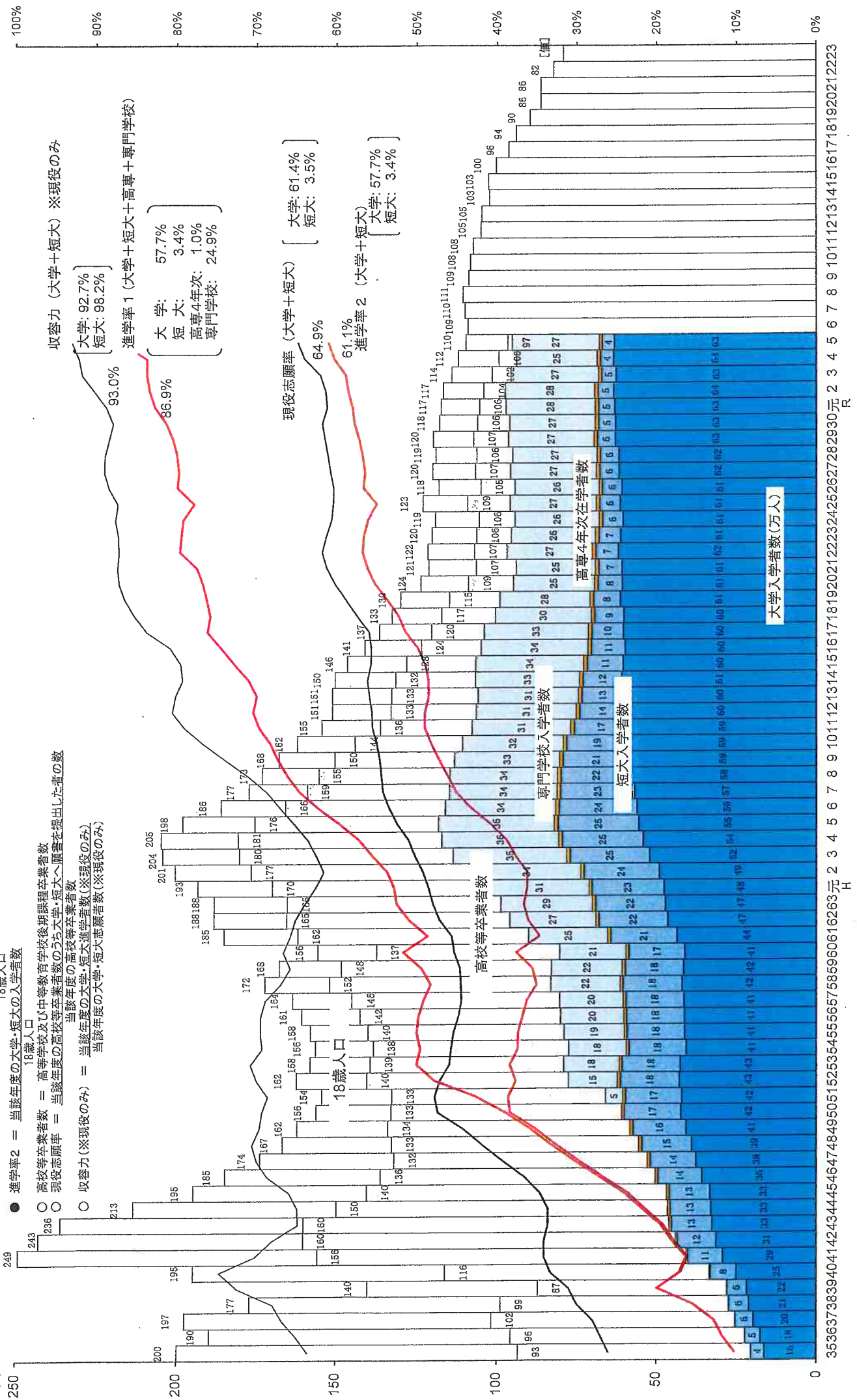
- 
- 3 福田歓一「民主主義と国民国家」福田歓一、加藤節〔編〕『デモクラシーと国民国家』岩波書店、2009年、159-160頁
  - 4 佐々木毅、前出3頁
  - 5 佐々木毅「脱グローバル化」IDE2019年1月号3頁
  - 6 磯田文雄「グローバル化の中で進められるコンピテンシーに基づく教育と道徳の教科化」日本カリキュラム学会第26回昭和女子大学大会自由研究発表、2015（平成27年）7月4日
  - 7 金子元久『大学教育の再構築』玉川大学出版部、2013年5月、142頁
  - 8 中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」令和3年1月26日、26頁
  - 9 朝日新聞、令和6年4月25日（木）、第1面トップ、第2面
  - 10 神野直彦『「人間国家」への改革ー参加保障型の福祉社会をつくる』NHK Books、2015年、32頁
  - 11 板東久美子「大学の設置認可と認証評価」IDE No.551、2013年6月号、7頁
  - 12 天野郁夫「「全入」時代の意味するもの」IDE No.491、2007年6月号、7～8頁
  - 13 天野郁夫、前掲
  - 14 大崎仁『大学改革 1945-1999』有斐閣選書、1999年11月、218-220頁
  - 15 文部省内大学設置問題研究会『大学設置の手引き』第一法規出版、1964年、56頁
  - 16 大崎仁、前掲
  - 17 外部審査委員は、東京大学、京都大学、東京学芸大学、滋賀大学、京都教育大学、兵庫教育大学、桜美林大学、駒澤大学、京都外国語大学から参加いただいている。
  - 18 佐々木毅『政治の精神』岩波書店、2009年、197-198頁

（参考）

- ・ 磯田文雄、「「生きる力」はキー・コンピテンシーの先取りなのか」日本カリキュラム学会台30回（京都大学）大会自由研究、2019（令和元）年6月23日
- ・ 磯田文雄、「第二次ベビーブームへの対応ー日本の私立大学はなぜつぶれないか？ー」日本高等教育学会第25回大会オンライン開催自由研究発表、2022（令和4）年5月29日

万人

- 18歳人口 = 3年前の中学校及び義務教育学校卒業者数並びに中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校の入学者・高専4年次在学者数
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数
- 18歳人口
- 高校等卒業者数 = 高等学校及び中等教育学校後期課程卒業者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業者数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数
- 当該年度の高校等卒業者数
- 収容力(※現役のみ) = 当該年度の大学・短大進学数(※現役のみ)
- 当該年度の大学・短大志願者数(※現役のみ)



出典: 文部科学省「学校基本統計」、令和17年～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。  
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

## 大学・短期大学の数

昭和 54 (1979) 年度

単位：校

区分	計	国立	公立	私立
大学	443	92	33	<b>318</b>
短期大学	518	34	49	435
高等専門学校	62	54	4	4

平成 4 (1992) 年度

区分	計	国立	公立	私立
大学	523	98	41	<b>384</b>
短期大学	591	39	53	499
高等専門学校	62	54	5	3

令和 7 (2025) 年度

区分	計	国立	公立	私立
大学	812	85	103	<b>624</b>
短期大学	292	—	14	278
高等専門学校	58	51	3	4